

令和元年度 第6回平泉町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和元年9月20日(金) 13時30分～14時02分
2. 開催場所 平泉町役場2階 庁議室
3. 出席者

区分	議席	職名	氏名	出席	欠席
委員	7番	会長	千葉賢一	○	
	6番	会長職務代理者	石川文士良	○	
	1番	委員	青木慶	○	
	2番	委員	千葉力男	○	
	3番	委員	千葉三智枝	○	
	4番	委員	駒形和宣	○	
	5番	委員	鈴木正昭	○	
事務局		局長	菅原幹成	○	
		次長	千葉徹	○	
		主査	平沢梢枝	○	

4. 総会日程

- (1) 議事録署名人及び会議書記の指名
- (2) 会務報告
- (3) 議案

報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第22号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

議案第23号 農業経営改善計画の認定に係る意見について

議案第24号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

【 会 議 の 概 要 】

議長：千葉会長
(13時30分開会)

- 議長 ただいまより令和元年度第6回平泉町農業委員会総会を開会します。
本日の出席委員は全員ですので、会議は成立しています。
次に、平泉町農業委員会規則第13条の規定に基づき、議長より議事録署
名人及び会議書記を指名することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議長 異議なしと認めます。それでは、議事録署名人には、1番青木慶委員、
2番千葉力男委員を指名します。会議書記には、事務局の千葉次長、平沢主
査をお願いします。
次に、会務報告について、事務局長より説明願います。
(会務報告の朗読、説明)
- 菅原局長
議長 4番委員 ただいまの会務報告について、質問等ございませんか。4番駒形委員
9月3日に開催された推進委員ブロック研修会について、前に盛岡での会
議と大分内容が違ったのか、内容を教えてほしい。
- 千葉次長 内容は、実際の進め方をどうするのが話された。一関市・奥州市・金ヶ
崎町・平泉町の地域農業マスタープランの進行状況の報告がされた。それ
ぞれ、平泉の場合は11月22日に農業委員・農地利用最適化推進委員を
対象に話し合いコーディネートの研修会がありますので、具体的な話し合
いの持ち方の実践をやるとのお話しでした。各市町とも工程表が策定され
いるので、それぞれの市町で研修会を受けた後に各地区で実施される話し
合いのコーディネートしていただくことになります。
- 4番委員 誰が話し合いへコーディネートをするのか。
千葉次長 農業委員・農地利用最適化推進委員にやっていただきます。
- 議長 以上で会務報告を終わります。次に、本日の案件を上程します。事務局長
より説明願います。
(本日の報告案件及び議案件数等を説明)
- 菅原局長
議長 それでは、報告第13号、農地法第3条の3第1項の規定による届出につ
いて、事務局より説明願います。
- 平沢主査 (報告案件の朗読、説明)
死亡による相続3件、以上です。
- 議長 ありがとうございました。次に議案審議に入ります。議案第20号、農地
法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
- 平沢主査 (提出議案の朗読、説明)
所有権移転1件、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要
件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。

議 長 現地調査をした委員の方は補足説明をお願いします。3番千葉委員。
3番委員 9月13日に駒形和宣委員と私、現地推進員、千葉次長と現地確認を行いました。3条による所有権移転に問題はありませんでした。

議 長 ありがとうございます。質疑に入ります。質問等ございませんか。
(なし)

議 長 ないようですので採決します。ただいまの議案について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議 長 挙手全員、可と決定します。

議 長 次に、議案第21号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明願います。

千葉次長 (提出議案の朗読、説明)
この地区は都市計画の第一種住居地域で、農地転用については特に問題のない地域です。審議をお願いします。

議 長 現地調査をした委員の方は補足説明をお願いします。3番千葉委員。
3番委員 第5条の転用申請については特に問題はありませんでした。

議 長 質疑に入ります。質問等ございませんか。
(なし)

議 長 それでは採決します。ただいまの議案について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議 長 挙手全員、許可相当と決定します。

議 長 次に、議案第22号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、事務局より説明願います。

千葉次長 (提出議案の朗読、説明)
今回の自宅新築の際に土地の状況について調べたところ、この地番が田と判明したので適用外証明の申請になりました。審議をお願いします。

議 長 現地調査をした委員の方は補足説明をお願いします。3番千葉委員。
1番委員 適用外証明願について特に問題ありませんでした。

議 長 質疑に入ります。質問等ございませんか。
(なし)

議 長 ないようですので採決します。ただいまの議案について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議 長 挙手全員、原案のとおり決定します。

議 長 次に、議案第23号、農業経営改善計画の認定に係る意見について、事務局より説明願います。

- 平沢主査 (提出議案の朗読、説明)
申請内容については11ページからで15ページには所得の計算表が添付されています。以上でございます。
- 議長 質疑に入ります。質問等ございませんか。
(なし)
- 議長 ないようですので採決します。ただいまの議案について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)
- 議長 挙手全員、意見なしと決定します。
- 議長 次に議案第24号、農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、事務局より説明願います。
- 千葉次長 (提出議案の朗読、説明)
議案のとおり平泉町には農地所有適格法人が3法人あります。決算期終了後3カ月以内に報告書を提出することになっており、その当月の農業委員会総会に議案を上程し、適格法人に該当するか審議いただくことになっています。いままでは、事務局の方で報告書の提出で終わるとの認識で事務処理をしていました。しかし、農地所有適格法人の認定等について確認したところ、農業委員会総会にかける必要があることが判明しましたので、今回遅れましたが議案として提出しています。
農地所有適格法人要件の法人形態要件は、株式会社、有限会社及び農事組合法人なので3法人とも適格です。事業要件は売上げの過半が農業なので3法人とも適格です。構成員要件について農業関係者が総議決権の二分一を超えていますので3法人とも適格です。業務執行役員等要件では有限会社大文字りんご、農事組合法人アグリ平泉は役員の過半が農業の常時従事者となっていますので適格です。農事組合法人長島稲作管理組合は役員の過半が法人の関連する農業の常時従事者(原則年間150日以上)の要件について役員5名中2名しか常時従事者要件を満たしていない状況であるため不適格の判断となります。不適格と判断された法人への指導方法について審議願います。
- 議長 だだいま説明がありました。業務執行役員の常時従事者要件を満たしていないことについて、どのような指導をするか審議します。質問等ございませんか。
- 4番委員 今までにないケースですので、休憩をはさんでの協議をお願いします。
議長 暫時休憩いたします。(13:55)
(休憩)
- 議長 それでは再開します。(13:59)
4番駒形委員。
- 4番委員 今回は、初めてのことでありますので、口頭での指導をお願いします。
議長 その他ご意見ございませんか。

議長 (なし)
ないようですので、今回の案件については口頭で指導することに決定します。
慎重審議ありがとうございました。
これをもちまして、令和元年度第6回平泉町農業委員会総会を閉会します。
(14時02分閉会)

【議事録署名】

議長 会長 千葉 賢一 ⑩

署名人 1番 青木 慶 ⑩

署名人 2番 千葉 力男 ⑩